

松江市告示第 200 号

松江市小児慢性特定疾病医療支援実施要綱（平成 27 年松江市告示第 49 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「小児慢性特定疾病医療支援」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 第 3 項に規定する医療をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 「申請者」とは、法第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定 _____(以下「支給認定」という。)の申請を行おうとする小児慢性特定疾病児童(法第 6 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する小児慢性特定疾病児童をいう。以下同じ。)の保護者若しくは成年患者(同項第 2 号に規定する成年患者をいう。以下同じ。)又は支給認定の申請を行った小児慢性特定疾病児童の保護者若</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「小児慢性特定疾病医療支援」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 第 2 項に規定する医療をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 「申請者」とは、法第 19 条の 3 第 3 項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定(以下「支給認定」という。)の申請を行おうとする小慢児童等 _____の保護者(法第 19 条の 3 第 1 項に規定する保護者をいう。以下同じ。) _____又は支給認定の申請を行った小慢児童等 _____の保護者 _____</p>

しくは成年患者をいう。

(4) 「受給者」とは、法第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療費支給認定保護者 又は法第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療費支給認定患者をいう。

(5)～(7) 略

(8) 「指定医療機関」とは、法第 6 条の 2 第 2 項 第 1 号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。

(9)～(13) 略

(対象者、対象疾病及び対象年齢)

第 3 条 小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成の対象とする者は、法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、同条 第 3 項の規定に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものであって、18 歳未満の児童(18 歳到達時点において小児慢性特定疾病医療支援を受けており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。)とする。

(支給認定の申請)

第 5 条 略

2・3 略

4 成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療用意見書を添付して市長に提出するものとし、『「児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条 第 3 項の規定

_____をいう。

(4) 「受給者」とは、法第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療費支給認定保護者 _____

_____をいう。

(5)～(7) 略

(8) 「指定医療機関」とは、法第 6 条の 2 第 2 項 _____に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。

(9)～(13) 略

(対象者、対象疾病及び対象年齢)

第 3 条 小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成の対象とする者は、法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、同条 第 2 項の規定に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものであって、18 歳未満の児童(18 歳到達時点において小児慢性特定疾病医療支援を受けており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。)とする。

(支給認定の申請)

第 5 条 略

2・3 略

4 成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療用意見書を添付して市長に提出するものとし、『「児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条 第 2 項の規定

に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)」について』の備考に定める基準を満たすものを申請対象とする。

(支給認定世帯)

第8条 略

2・3 略

4 支給認定の申請に係る小慢児童等が国民健康保険に加入している場合は_____、**次に掲げる者**が後期高齢者医療に加入している場合であっても、当該小慢児童等と**当該掲げる者**を同一の支給認定世帯とみなすものとする。

(1) 小慢児童等が18歳未満の児童の場合、申請者

(2) 小慢児童等が18歳以上の成年患者の場合、満18歳到達前に当該成年患者の申請者であった者で、満18歳到達後においても同様の関係にあると認められるもの

(自己負担上限額の特例等)

第15条 小慢児童等が指定難病患者でもある場合又は按分世帯内に他の小慢児童等若しくは指定難病患者がいる場合には、前条第2項から第9項までの当該区分に基づき適用されることとなる自己負担上限額にかかわらず、当該自己負担上限額に**医療費按分率**_____ (按分世帯における次の各号の額の合算額で、次の各号のうち当該按分世帯における最も高い額を除いて得た率をいう。)を乗じて得た額(その

に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)」について』の備考に定める基準を満たすものを申請対象とする。

(支給認定世帯)

第8条 略

2・3 略

4 支給認定の申請に係る小慢児童等が国民健康保険に加入している場合**については、申請者**_____が後期高齢者医療に加入している場合であっても、当該小慢児童等と**申請者**_____を同一の支給認定世帯とみなすものとする。

(自己負担上限額の特例等)

第15条 小慢児童等が指定難病患者でもある場合又は按分世帯内に他の小慢児童等若しくは指定難病患者がいる場合には、前条第2項から第9項までの当該区分に基づき適用されることとなる自己負担上限額にかかわらず、当該自己負担上限額に**医療費支給認定保護者按分率**(按分世帯における次の各号の額の合算額で、次の各号のうち当該按分世帯における最も高い額を除いて得た率をいう。)を乗じて得た額(その

額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とするものとする。なお、按分世帯内に小慢児童等及び指定難病患者が複数いる場合には、各々の次の各号の額を全て合算する。

(1)・(2) 略

2～4 略

(その他)

第 21 条 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」の HP に掲載しているものを活用することとする。また、医療意見書の内容については、小児慢性特定疾病の治療研究の推進のためのデータベースに登録することとするため、小慢児童等のデータの登録について小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究利用についての同意書(様式第 1 号中)により小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者の同意を得るようにするものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
兼小児慢性特定疾病児童手帳交付申請書

略			
略	年齢	歳	生年月日
			年 月 日
略			
略	※ 申請者は受診者と 同じ医療保険に加入 している保護者(成 年患者の場合は本 人)		受診者と の続柄
	略		

額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とするものとする。なお、按分世帯内に小慢児童等及び指定難病患者が複数いる場合には、各々の次の各号の額を全て合算する。

(1)・(2) 略

2～4 略

(その他)

第 21 条 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」の HP に掲載しているものを活用することとする。また、医療意見書の内容については、小児慢性特定疾病の治療研究の推進のためのデータベースに登録することとするため、小慢児童等のデータの登録について小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究利用についての同意書(様式第 1 号中)により小慢児童等の保護者_____の同意を得るようにするものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
兼小児慢性特定疾病児童手帳交付申請書

略					
略	性別	男・女	年齢	歳	生年月日
					年 月 日
略					
略	※ 申請者は受診者と 同じ医療保険に加入 している保護者			受診者と の続柄	
	略				

様式第3号(第5条関係)

人工呼吸器等装着証明書

フリガナ		生年月日	年 月 日生(満 歳)
氏名		略	

様式第4号(第6条関係)

(表)

小児慢性特定疾病医療受給者証	
略	
略	生年月日
略	

(裏)

小児慢性特定疾病医療支援
(目的)
児童福祉法第6条の3の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

略

略

様式第5号(第5条関係)

略	
略	自己負担の累積額 (月額)
略	
略	
略	指定医療機関名

様式第3号(第5条関係)

人工呼吸器等装着証明書

フリガナ		性別	1.男 2.女	生年 月 日	年 月 日生(満 歳)
氏名		略			

様式第4号(第6条関係)

(表)

小児慢性特定疾病医療受給者証		
略		
略	生年月日	性別
略		

(裏)

小児慢性特定疾病医療支援
(目的)
児童福祉法第6条の2の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

略

略

様式第5号(第5条関係)

略		
略	自己負担の累積額 (月額)	徴収印
略		
略		
略	指定医療機関名	確認印

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の松江市小児慢性特定疾病医療支援実施要綱に定める様式による用紙で、現に残存するものは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。